

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します
環境関連法規制等の動き 2024年2月(2024.1.23～2024.2.19)

法令情報

1. 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令 <環境省令第4号>

(2024.1.25 公布、2024.4.1 施行他)

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目である「六価クロム」の基準が0.02mg/L以下に強化されたことを受け、水濁法で定められている地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準のうち、「六価クロム化合物」についても、0.02 mg/Lに改められました(24.4.1 施行)。また、排水基準を定める省令で定められている、「六価クロム化合物」に係る許容限度を0.2 mg/Lに(24.4.1 施行)、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同項目に係る許容限度を800CFU/mLに改めました(25.4.1 施行)。

当該物質を含む水を排出する特定施設を有する事業者に適用されます。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_02672.html

2. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令
<経済産業・国土交通・環境省令第2号>(2024.1.30 公布、同日施行)

これまで書面以外では、フレキシブルディスク等に限定されていた各種書類の保管について、クラウド等の最新の情報通信技術を活用できるよう「電磁的記録媒体」に改められました。

当該書類の保存を行う事業者は利用できます。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195230052&Mode=1>

3. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則 <経済産業省令第3号>

(2024.2.2 公布、2024.2.16 施行)

2023.6.30に施行された題記法の施行規則が公布されました。主に、GX推進機構(脱炭素成長型経済構造移行推進機構)の設立に係る内容です。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595123102&Mode=1>

4. 環境物品等の調達に関する基本方針の変更について <環境省告示第2号>(2024.2.1 公表)

グリーン購入法第6条に基づき制定される題記基本方針について、特定調達品目(国等の各機関が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類)及びその判断の基準等が物品等の開発・普及の状況、科学的知見等を踏まえた見直しが行われました。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195230038&Mode=0>

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 2022年度水質汚濁防止法施行状況について (2024.1.30環境省)

2023年3月末における水濁法に基づく特定事業場の数は25.5万件(前年度比▲1.4千)、内訳は多い順に旅館業6.5万件(同+108)、自動式車両洗浄施設3.3万件(同+162)、畜産農業2.5万件(同▲201)でした。同法に基づく立入検査は2.7万件(同+700)行われ、公共用水域への排出等に係る特定施設の構造や使用

の方法、汚水等の処理方法に関する改善命令の件数は10件(同▲4)、一時停止命令は0件(前年同)、指導・勧告等は6.0千件(同▲300)出されました。また、排水基準違反が確認された工場、事業場の数は、1件(同▲1)あり、業種はその他無機化学工業製品製造業で水素イオン濃度違反でした。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_02681.html

2. フロン排出抑制法の2022年度の施行状況の調査結果を公表します (2024.1.30 環境省)

今回、第一種特定製品管理者に対して1,081件(前年度比+220)の立入検査及び272件の任意の実地調査を実施されるとともに196件(同+41)の指導・助言等がありました。また、第1種特定製品廃棄等実施者がフロン類充填回収業者から引取証明書の交付を受けていない場合等に行政へ行う報告(同法第45条第4項)は1件(同▲1)でした。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_02692.html

3. フロン排出抑制法に基づく2022年度のフロン類の充填量及び回収量等の集計結果を公表します

(2024.2.1 環境省)

環境省及び経産省は、題記の集計結果を公表しました。充填量は4.6千t(前年度比▲65t)で微減、回収量は5.4千t(同+280t)と増加しました。また、廃棄時のフロン類回収率は推計値で約44%(同+4%)と増加傾向にあります。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_02690.html

4. 「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(ver5.0)」の公表について (2024.2.16 環境省)

2023.9.1公布の改正温対法施行令の施行(24.4.1)等を踏まえ、算定方法や報告方法を解説する「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(ver5.0)」が公表されました。なお、近日中に、改正内容やマニュアルについて解説する動画も同ホームページ上に公開される予定です。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_02717.html

意見募集情報

1. 「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令案」に対する意見募集について

(2024.2.8 経産省)

水銀汚染防止法では、既存用途水銀使用製品以外の水銀使用製品の製造・販売について、一部を除き禁止しています。今回、新たに存在が判明した6つの水銀使用製品を既存用途水銀使用製品として追加する改正が行われます。経産省は、2024.3.15まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595124015&Mode=0>

以 上